

## 2 指導の重点

(1) 各教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動

## ア 各教科

- ① 学習に向かう姿勢「身構え・心構え・物構え」の指導の徹底を図る。児童が進んで学びに向かう姿を目指し、全教職員で授業規律の確立に努める。
- ② 「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を図りながら、「主体的・対話的で深い学び」を通して、思考力・判断力・表現力の向上を図る。1単位時間のめあてとゴールを明確にして見通しをもたせ、一人一人にしっかり考えさせる授業改善に努め、自己肯定感を高めさせる。
- ③ 全国や町の学力調査結果を踏まえ、組織的な分析・考察を行い、学力の向上を図る。週ごとの指導計画に授業改善の視点を位置付け、振り返りと改善点で自己評価を行う。
- ④ 個に応じた指導の充実のため、習熟度別算数科指導を第3学年から第6学年で実施する。「東京方式習熟度別指導ガイドライン」に基づき、知識・技能の定着、発展的学習の指導の徹底を図る。
- ⑤ 大型テレビや学習用タブレットを有効活用してアナログとデジタルの効果的な学習を推進し、ICT活用力の向上を図る。プログラミング教育を計画的に実施し、学習用タブレットへの興味・関心や学習の理解を深めるための指導を行う。
- ⑥ 組織的に学年児童を指導し情報を共有化するために、小学校教科担任制を導入する。より質の高い授業を行うことで児童の理解度を高め、学力向上につなげる。教員の授業時数の軽減により教材準備等の効率化を図る。
- ⑦ 教員個々が自身の資質や能力の向上を図るため、経験年数を超えた得意分野を広める校内ミニ研修会の実施や東京都研修センターなどの研修会の参加等、効果的なOJTとOff-JTをシステム化し推進する。

## イ 特別の教科 道徳

- ① 道徳的な判断力、心情、実践意欲を育てるため、「特別の教科 道徳」の授業を要とする教育活動全体を通して、道徳教育の充実を図る。「考え、議論する道徳」の授業を通して生命尊重や人間尊重の精神を育成し、自分と他者との関わりについて考えさせるとともに、自己の生き方についての考えを深めさせる。
- ② 道徳授業地区公開講座のテーマを明確にし、学校、保護者・地域の意見交換会を通して相互理解を深め、連携して豊かな心の育成を図る。

## ウ 外国語活動

- ① 外国の言語や文化を体験的に理解させるため、外国語活動の授業を充実させ、より英語に親しませる。国際的なコミュニケーション能力の素地を養うため、担当教員とALT（英語指導補助員）との連携、ICT機器の活用を図る。

## エ 総合的な学習の時間

- ① ESDの考え方を踏まえ、SDGsの達成に資するよう、地域の多様な関係者との協働による実践を通して、持続可能な地域社会づくりの担い手として必要な資質・能力の素地を養う。

## オ 特別活動

- ① 縦割り班を活用した年間の取組「ハピクロタイム」を通して他者との関わり合いの楽しさを味わわせ、思いを言葉で表現する能力や態度、思いやる心を育てるといった目的をもった異学年交流を進める。
- ② 学級会活動や委員会、クラブ活動等の集団での活動の中で、意欲的に学校や学級、友達に働きかけ、意見や考えを表現できる場を設定することで自己の役割意識や責任感を高めさせる。

(2) 特色ある教育活動

- ① 特別支援教育の推進を図るために、特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会を効果的に運営し、児童理解を深め、一人一人の教育的ニーズに合った指導を行う。また、スクールカウンセラー、町専任相談員、家庭と子供の支援員、子ども家庭センター、児童相談所等関連機関とすすんで連携を強化し、組織的な支援から保護者の養育力、教育力の向上を図る。
- ② みどり教室、ひかり学級と通常の学級との連携による指導の充実を図り、教員の資質と能力を高める。障がいがある人への理解を深め、差別や偏見を見逃さない人権教育を行うとともに、ユニバーサルデザインに基づいた指導や学習環境の整備等の工夫を通常の学級でも活用する。
- ③ 連携型個別指導計画・学校生活支援シートを作成・活用し、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会や特別支援会議において実施状況と方針の確認を行い、一貫性のある支援・指導をする。
- ④ 健康な心と体づくりのため、体力テストの結果を分析する。毎学期の「四小運動ウィーク」や科学的な知見

に基づいたトレーニングを実施し、運動する機会を増やすことで、体を動かすことが好きな児童を育てる。

- ⑤ 福生病院と連携したがん教育、認知症サポーター養成講座の実施、学校給食センターと連携した食育指導や、「睡眠」「栄養」「休養の大切さ」等、養護教諭による保健指導の充実を図る。また、保護者に啓発して家庭との連携を推進する。
- ⑥ 個に応じた指導を充実させ、地域コーディネーターと連携し、地域学校協働本部「学びのテーマパーク」の充実を図る。この自主学習を通して、自ら進んで学ぶ力を育成する。
- ⑦ 学校・学年だよりの発行や四小ホームページ更新等、学校情報の公開と発信を積極的に行う。学期ごとの土曜授業公開、PTA活動の促進、学校運営連絡協議会を通して開かれた学校、信頼される学校づくりに向け地域・家庭との連携を図る。
- ⑧ 「ふるさと学習『みずほ学』」の活動での体験的・探究的な学習を通して、未来を創造する力を育成する。「まちの先生リスト」を整備・活用し、瑞穂町在住の人々の活用・連携や地域資源の活用を実践する。町図書館と連携した読書活動を充実するとともに、郷土資料館けやき館、エコパーク、地域の企業や施設等、ゲストティーチャーを招いた学習を計画的に設定し指導内容の充実を図る。
- ⑨ 消防署等の機関や地域と連携を密にし、学校公開日等で地域防災教育を行うことで、子どもたちが自らの安全を守り、地域社会に貢献していく意欲と態度や地域防災力の向上を図る。

### (3) 生活指導・進路指導

#### ア 生活指導

- ① 相手を尊重し、自分の心を磨き、関係を良くして心を開くことができるよう、「時を守り、場を清め、礼を正す」ことを継続的に指導し、自律する力の育成を図る。また、教職員の人権感覚を磨き児童に範を示すことができるよう、「人権教育プログラム」「体罰防止プログラム」の活用と「みずほあったか先生」を強化した人権教育研修を推進する。
- ② 「四小のきまり」「生活指導の手引き」を活用して、社会性や規範意識を児童一人一人にしっかりと身に付けさせるとともに、学校HP等で保護者・地域にも周知する。
- ③ 生活指導夕会、生活指導全体会、特別支援会議等を活用し、児童理解を深めるとともに、児童や家庭の情報の共有化や指導の一貫性をもつことで、組織的、計画的な健全育成へとつなげる。
- ④ 不登校対策委員会で情報を共有し、方針の見直しや組織的な対応を行う。未然防止に向けた早期発見・早期解決を実現するために、居場所づくり、きずなづくりを充実させ、家庭と子供の支援員や外部機関と連携をしていく。
- ⑤ 学校いじめ防止基本方針に基づき、事例に合わせ迅速かつ的確で組織的な対応を行う。いじめ問題対策委員会を月1回実施して情報の共有、方針の見直しや確認を行う。未然防止と早期発見・早期解決に努め、学校いじめ防止方針を保護者会やHP等を通して保護者や地域に周知する。
- ⑥ SOSの出し方に関する教育等、生命尊重に関する教育の推進から教員の特別支援教育の視点にたった指導力、教育相談力の向上を図る。
- ⑦ 児童が安心して相談できる体制をつくり、スクールカウンセラーや町専任相談員との全員面接を実施する。
- ⑧ 情報モラル教育を推進するために「ストップ22」の活用と「SNS東京ノート」「SNS学校ルール」「SNS家庭ルール」を活用し、一貫性のある指導を行う。児童に危険性についての知識を深めさせ、児童が自分で判断できるよう指導するとともに、保護者にも周知し連携を図る。
- ⑨ 「安全教育プログラム」を活用し年間計画に基づいた安全指導、不審者対応や熱中症防止、日常的な一声指導等、生命の大切さや安全な生活・危険回避について考え、行動できる力を育てる。「危機管理マニュアル」の活用・改善を図り、防災訓練（「東京マイ・タイムライン」等の活用）、小中合同引渡訓練、セーフティ教室、交通安全教室、不審者対応訓練等を実施し、児童の防災意識の向上、危険回避への行動習得を図る。

#### イ 進路指導

- ① キャリア教育を生き方指導の重点とし、個性を生かし、自己実現を図る能力と態度を身に付けさせ、勤労に対する喜びをもてるように支援する。
- ② 中学校の生徒会によるオリエンテーションや学校公開日の授業参観等の交流を通して、中学校生活への円滑な接続を図る。また、就学前に児童一人一人の特性や能力等について保育園、幼稚園との聞き取りから幼保小の連携を図る。各園の管理職・職員との連絡協議会を通して、円滑な接続へ向けた取組を実践する。